平成２６年（フ）第１０号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地３―10―502
破産者　廣上　　恭
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７号
千葉県船橋市習志野台６丁目24―４
破産者　久保　哲郎
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８号
千葉県船橋市習志野台６丁目24―４
破産者　久保　弘美
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６号
東京都世田谷区砧８丁目８―９―102
破産者　芝　みどり
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９号
東京都足立区入谷７丁目20―２―106
破産者　岡崎　俊隆
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２号
東京都葛飾区東金町５丁目22―４
破産者　山崎　健生
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１号
東京都港区芝５―18―１―531、住民票上の住所東京都大田区大森西３丁目11―26―606
破産者　須藤　　拓
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７号
東京都江戸川区東葛西６丁目24―16―201
破産者　吉田　　勉
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３６号
東京都練馬区貫井２丁目32―13　第一小野ビル302
破産者　永江　榮三
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４４号
東京都品川区大井４丁目25―18―103
破産者　稲舟　信好
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６号
神奈川県三浦市初声町下宮田46番地100
破産者　塚原　　仁
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１９５号
神奈川県逗子市逗子６丁目５番４号
破産者　医療法人聖岡会
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４８１号
新潟市中央区女池神明１丁目５番２、商業登記簿上の本店所在地新潟市中央区下大川前通三ノ町2230番地67
破産者　株式会社丸新システムズ
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５０号
千葉県流山市西初石４丁目1424番地の30
破産者　有限会社ライズ
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６５１号
千葉県流山市西初石４丁目1424番地の30
破産者　村松　治男
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３４７号
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2117―８―914
破産者　鴇田　孝行
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２１９号
東京都港区浜松町１丁目18番11号　イマスオフィス浜松町、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山２丁目27番20号
破産者　株式会社アメイジングバリュー
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２２３号
埼玉県さいたま市西区大字水判土446番地
破産者　久保田峰夫
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２２４号
神奈川県横浜市神奈川区新子安１丁目32―４―306、開始決定時の住所神奈川県横浜市神奈川区新子安１丁目27―14―404
破産者　金澤　光子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４４５号
東京都豊島区西池袋５丁目26番16号
破産者　株式会社四季社
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２５７号
横浜市神奈川区台町９番地13
破産者　株式会社ゆめはま住販
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２８号
金沢市問屋町２丁目102番地
破産者　有限会社パペット
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所